

児童手当

氏名・住所等 変更届

| |
|-----------------|
| 受付日 令和 年 月 日 |
| 区民係 第 号 |

| |
|------|
| 認定番号 |
| 第 号 |

杉並区長 宛

| 区分・項目 | 変更前 | 変更後 | |
|-----------------------|----------------|---|---|
| 受給者 | ふりがな 氏名 | | |
| | 住所 | | |
| | 加入年金 | ア.厚生年金 イ.私立学校教職員共済 ウ.日本郵政共済 エ.国民年金 オ.年金未加入、年金・生保受給中 カ.公務員共済（勤務先： ） | ア.厚生年金 イ.私立学校教職員共済 ウ.日本郵政共済 エ.国民年金 オ.年金未加入、年金・生保受給中 カ.公務員共済（勤務先： ） |
| | 氏名・住所等を変更した年月日 | | 令和 年 月 日 |
| 配偶者 | ふりがな 氏名 | | |
| | 住所 | | |
| | 氏名・住所を変更した年月日 | | 令和 年 月 日 |
| ① 児童等 | ふりがな 氏名 | | |
| | 住所 | | |
| | 氏名・住所を変更した年月日 | | 令和 年 月 日 |
| ② 児童等 | ふりがな 氏名 | | |
| | 住所 | | |
| | 氏名・住所を変更した年月日 | | 令和 年 月 日 |
| ③ 児童等 | ふりがな 氏名 | | |
| | 住所 | | |
| | 氏名・住所を変更した年月日 | | 令和 年 月 日 |
| 上記のとおり、変更しましたので届け出ます。 | | | |
| 令和 年 月 日 | | | |
| 受給者 住所 杉並区 丁目 番 号 | | | |
| 氏名 | | | |
| 電話 () | | | |

◎裏面の「記入上の注意」をお読みの上、太枠の中を記入してください。
記名押印に代えて、署名することができます。

| | | | | | |
|----|----|--|----|----|----|
| 備考 | 保留 | <input type="checkbox"/> 監護・生計同一申立書 | 受付 | 入力 | 点検 |
| | | <input type="checkbox"/> 監護相当・生計費の負担についての確認書 | | | |
| | | <input type="checkbox"/> | | | |

(裏面)

◆記入上の注意

- 1 この届は、以下の場合に提出してください。
 - ① 受給者が氏名、住所等を変更した場合
 - ② 受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。）をする児童等（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は18歳に達する日以後の最初の3月31日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、受給者によって監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担が行われている者をいいます。以下同様です。）が氏名又は住所を変更した場合
 - ③ 受給者の配偶者が氏名又は住所を変更した場合
 - ④ 受給者が配偶者を有するに至った場合又は配偶者を有しない者となるに至った場合
 - ⑤ 受給者が加入している年金を変更した場合
- 2 受給者の住所の変更について、この届を提出する必要があるのは、受給者が当該市町村（特別区を含みます。以下同様です。）内で住所を変更した場合に限られ、受給者が他の市町村に住所を変更した場合は、受給事由消滅届を提出していただくこととなります。
- 3 児童等の住所の変更のうち、次の場合で、証明すべき事実を杉並区が公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって確認できないときに限り、児童等の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（その児童等が世帯主である場合にはその旨、その児童等が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの）を添えて提出してください。
 - ① 当該市町村から他の市町村に住所を変更した場合
 - ② 他の市町村から更に別の市町村に住所を変更した場合
 - ③ 他の市町村の区域内で住所を変更した場合
- 4 児童等の住所の変更のうち、留学により日本国内に住所を有しなくなった場合は、当該児童等が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類を添えて提出してください。
- 5 この届は、1の①から④までに係る事項を変更してから14日以内に、1の⑤に係る事項を変更した場合は速やかに提出してください。
- 6 住所については、「受給者と同じ」、「児童等①と同じ」などの記入でも構いません。